赤穂藩の塩専売

河手龍海

【要約】 日本塩業史が日本の歴史学の進展に寄与しうる一部面として、流通過程に見られる塩の商品流通史の問題がある。ところで、この部分の研究は、残存史料が比較的豊富であるわりに研究のおくれているところである。そこで本論攷はこの問題を解明する一部分として、大坂江戸に多大な販路を持つ赤穂藩を対象に、塩専売を通じてその過程上惹起した大坂江戸及び赤穂在地両塩問屋の資本的関係を分析して見た。先ず、赤穂藩が大坂への塩専売に成功したわけとして、大坂塩問屋資本と赤穂塩問屋資本との対抗関係を考察した。そこでは、大坂の商業資本の発展過程上生じた赤穂塩問屋に対する圧迫、それを排除しようとした赤穂塩問屋が最後の拠点として、赤穂藩権力の支持による塩専売の方法で対抗した事を考察した。然し、塩廻送の面で大坂資本の隷属下にある他国船の掌握が赤穂側に於て十分できず、遂に挫折せざるを得なかつた事にもふれた。次に、江戸塩専売に於いては、最初から江戸塩問屋の商業資本下に隷属している他国船の掌握が困難であり、その上に、赤穂塩問屋と他国船との資本的利害が二重に重なつていること、又在地浜人層の専売反対などの為、当初から波瀾を招き成立しなかつたことを考察した。そして最後に、文化・文政期に塩専売に失敗した赤穂藩が、天保期に新規の俵を指定し、それを各浜から供出させる事によつて、浜人層の刺戟をたくみにかわしながら専売の再編成を行つた事を考察した。

一　専売の準備段階

赤穂藩の塩専売は、塩を国産物取扱いとした文化六年から始まる。[1] 然し、専売制実施の準備段階がそれ以前にある。即ち、明和から安永、更には天明期にわたつて度々出されている「塩改仕法」の令達がそれである。[2] この「塩改仕法」で強調されている点は「かげ塩」の防止ということである。「かげ塩」というのは生産塩を俵につめて送り出す時、定量に足らない俵を指すわけで、この俵が多い程、

塩価の下落を招くし、赤穂塩の信用をも低下させる原因にもなるものである。従つて藩としては、この防止策として「塩改仕法」を出し、厳重な俵の検査を行い、「かげ塩」ある毎に一定量の込塩を行わせ、甚しい「かげ塩」に対しては潰し俵の処置をとるなど、厳重な統制策を以つてこれに臨んだのである。このように「かげ塩」を赤穂藩が重視したのは、前記の如く、塩価の下落、信用の低下を心配したことによるだけではなく、これによつて結果する赤穂塩販売圏の縮少、藩財政への悪影響を極度におそれた結果によるものと想像する。

右の如く、「かげ塩」の検査によつて粗悪塩の防止をはかつた赤穂藩は、寛政元年、藩札仕法をうちだすことによつて、正金銀獲得の体勢をととのえた。

一、近年地船ヨリ大俵塩買取候テ、他国ヘ積廻シ売候代、御札座ヘ入金銀紛敷趣粗相聞候。当地之産物ヲ銀札ニテ買取、他ヘ積出シ、金銀ニテ売候事故、戻リ次第入金銀ニ致可申事ニ候。

一　北国西国抔ヘノ積塩其価ヲ以テ穀物魚類等買取候品ヲ上方並江戸其外積廻シ候得バ、是又帰帆之節入金銀ニ致シ可申事ニ候。不依何銀札ニテ調候品ヲ金銀ニ売代替候ヘバ、御札座ヘ差出シ元ノ銀札ニ致シ、当地買入之品ハ銀札ヲ以テ買取可申候。

一、古浜塩代御札座ヘ入銀不埒之趣多、大坂ニテ為替取組候者間々有之由相聞候。古浜塩積候者ハ地船勝ニ有之候間、以来ハ不残御札座ニテ大坂為替致拝借、同所平野屋仁兵衛・長浜屋次右衛門等ヘ差図次第銀子相調、右手形ヲ以テ御法之通上納可申候。右手廻リ候テ不致拝借積候面々モ、代銀ハ右両家ノ内ヘ相納メ、手形ヲ以テ入銀ニ致シ可申候。③

藩札仕法というのは、右の資料によつてわかる如く、塩乃至は他の産物を、地もとで買う時は藩札を使用し、他国で販売した時は帰帆次第、正金銀を札座へ提出し、藩札とひきかえる方法である。又大坂への塩廻送は地もとの船を使用する事が多いから、為替にくむ事を励行させた方法である。右の事は、既に藩財政に破綻をきたしている赤穂藩が、藩の正金銀蓄積政策としてとつた方法と判断する。ところで、藩札仕法を通じて展開される札座の創立・経過・運営、或は藩札の種類、藩札発行担当の商人等は史料欠除して残念ながら全々判明しない。又、札座を通じて益々富の蓄積をはかつたと想像される赤穂在地豪商（塩問屋）の柴原・田淵家等が存在するが、その具体的札座参画の実体が把握できない。

藩札仕法につづいて寛政五年、岡売りの統制を実施した。

一、御領分中岡売場之儀、此度新田村大庄屋直左衛門ヘ被仰付、勿論町方ノ外一同塩商ヒ之儀　兼テ申付置候通堅ク停止之事。④

右資料によれば、領内塩販売取扱いを新田村大庄屋に命じ、領内

の販売独占を藩が掌握した形をうちだした。これに関連して、寛政七年、赤穂領内を南北に流れる千種川利用の高瀬舟による奥地への塩積登せを停止させ、[5] すべてこれを藩の掌握下に組み入れた。

右の如き、これら一連の藩政策は、領内塩販売の独占によつて、愈塩専売の準備を完了し、遂に文化六年、最も販売の大口といわれる大坂に対する塩専売仕法となつてあらわれて来るのである。

二　大坂専売の実施

文化六年から実施された大坂に対する赤穂藩の塩専売は、古浜塩即ち真塩に対するものである。元来、赤穂塩田にあつては東浜（尾崎・新浜両村）、西浜（加里屋町・塩屋・新田両村）に分かれ、西浜は古く、東浜は江戸時代初期正保頃の新開といわれている。[6] 又製塩の種類も、東浜は差塩（ニガリを含有）、西浜は真塩（ニガリを含まず）を主として生産していた。そして真塩を通称古浜塩又は小俵塩といい、差塩を大俵塩といつている。又古浜塩は大坂に、大俵塩は江戸に向け販売されている。従つて文化六年、古浜塩に対して国産物取扱を実施したというのは、大坂に対する専売開始と理解してよいわけである。

ところで、大坂専売に関する端緒と思われる文化二年の資料が現存する。それによると、同年、大坂尼崎又右衛門が赤穂塩役所に対して次のような内容と条件を提出している。内容極めて長文故、その概要だけ記載する。

今度、松平讃岐守殿領分の塩が国産物となり、大坂蔵屋敷へ積み登せ、尼崎又右衛門の引き受けとなつた。又中買人も八拾人と定まり、入札払いの結果、直段もだんだん上昇して、高松藩は満悦している。ところで赤穂藩の塩は第一の上品である上に、大坂・大和・河内の醤油仕込みには必需品である。従つて讃州同様国産物取扱にして、我らにその取扱いを命じてもらいたい。就いては条件として、㈠上方積塩出帆の際俵数を改め、大坂蔵屋敷へ送状を持参すること。㈡塩船着岸の時入札日をきめて中買・醤油屋立会で入札する。㈢黒塩（悪塩）俵は、実際悪塩があつた時、船と相対で直下げする。㈣口銭は壱貫目に三拾匁とし、内拾五匁は藩へ上納、残る拾五匁は会所へ入れる。㈤冬分から春向きの江戸廻し差塩も同様に取扱う。

というのである。[7] 国産物取扱仕法は、藩財政改革上江戸時代諸藩に於いて実施された方法で、当時に於ける一種の流行ともいうべく、さまで異とするに足らないが、当藩に対して大坂商人が積極的に国産物取扱を上申している点は注目すべきであろう。前記の尼崎又右衛門は、赤穂塩を国産とすることによつて従来赤穂と取引きのあつた八軒の塩問屋を排除して、その取扱いを独占しようとはかつたので

ある。然し大坂商人内部に於ける相剋は結果的には全部を排除することができず、他の七軒の問屋を指定する事によつて決着している。[8]

右の如く、大坂商人の要求によつて赤穂藩が塩専売にふみきつた理由は、大坂に於ける市場の確定、会所設置による口銭の収益、正金銀の確保などの利が挙げられるであろう。文化六年国産取扱に関し、藩から塩生産者に令達された「塩改定法」によると次の数項が定められている。[9] 国産取扱の取締人として、塩支配人を設け、一村から二名在地有力者を選定して任命する。そして、東西浜で生産した塩は指定の場所に於いて厳重な桝目の検査を行い、桝目の不足している俵の生産者には厳罰を課す。在地塩問屋はこの俵を地船又は他国船に売り、買取つた船は大坂安治川のみに着岸させる。その際送り手形を大坂赤穂藩役所へ提出する。外国船へ売る場合は在地相場の一割高で取引きし、その正金銀は札座へ提出すること。などが定められている。以上を総括して考えれば、赤穂藩専売は、在地塩問屋にその取扱をゆだね、厳重な検査のもとに主として地船を利用して大坂へ廻送し、大坂会所へ送状を提出させて大坂指定の塩問屋に入札払いするという方法をとつたと言える。

ところで、ここで問題にしなければならないのは、赤穂藩が利害上専売にふみきつたにしても、赤穂在地の塩問屋層及び塩生産者である浜人層がどのように考えたであろうかということである。しかも彼らの去就如何は塩専売の存廃をも決する要素をもつているのである。以下次の資料によつてそれを分析してみよう。

大坂問屋ノ儀ハ、八九十年已前ニ、御当地より灘・塩屋両村浜之内、惣代ニ両三人罷登リ、大坂表之塩取扱候ものの内見立問屋ト相定置、其後不取捌之者差留候節ハ又々御当地へ罷下リ、厚く詫言致候ニ付、差置取扱為致仕来リ候処、三十年已前ニ大坂問屋共、数ケ条ヲ立取締リ申合、不正之商内致、右及三ケ所より罷登リ、大坂川崎屋治兵衛・播摩屋善蔵ト申者を見立、南木津川勝手ニ問屋相立候積相談相決候処、夫迄仕来候北八軒之問屋共、右様子及聞、早速御当地へ罷下リ、又候段々詫言致、其上仕切表ニテ口銭之分ニ瀬越幷ニ掛リ物等、右二品相止メ候間、何卒惣船々へ御差向ケ被下候様ト相頼候故、粗聞済之様子ニテ罷登リ候。然ル処、其後御当地之相談相崩レ候処、右問屋共致方無御座候故、大坂番所へ御歎申上候テ、大変ニ相成、其上大坂御番所へ則西浜三ケ所村役人中幷浜頭共罷登リ候処、御番所ニテ段々御調之上、右願之通ニ相叶不申、其後弥問屋ニくくられ迷惑仕罷在候処、又候七年後堺大西源兵衛・灘尾伊兵衛右両人を掛組、北八軒之問屋共へ堅く塩差向ケ不申候テ、船々一統堺へ差向ケ候内五・六艘大坂へ抜売いたし、又々相崩レ、其後弥大変ニ成、迷惑至極仕漸相済、右之成行ニ候故、度々毎々問屋共仕向我儘ニ仕候様子相成候へ共、

致方無之処、御産物御取扱ニ被為成下、殊ニ大坂表御役所之以御威光正路之商内ニ被為成下難有奉存候[10]。

右の資料は大坂への塩専売が実施されて四年後の文化十年、赤穂在地の塩支配人（町年寄・塩問屋）が国産物取扱に就いて、彼らの意見を藩に上申した文書の一部である。この資料をもとにして、塩問屋階層の塩専売に関する動きを分析して見る。

この資料によると、大坂塩問屋は文化十年から遡ること八・九十年前、赤穂浜の代表が上坂して、旧来から塩販売を取扱つていた者の内、何人かを選定して問屋を新に指定したものである。その後、右問屋の内、塩取引き上不都合をきたした者があり、これを当方からさしとめた事もあつたが、その時は該問屋が赤穂へ来て謝罪して許された。ところが三十年前、大坂問屋が数ヶ条の申合せを規定して独占的方法をとつたので、赤穂表から上坂し、大坂川崎屋治兵衛、播摩屋善蔵の両名を見立て、南木津川で取引きをさせようと内談中、従来の北八軒の問屋がこれを知り、赤穂へ来て謝罪し、瀬越及び掛り物の廃止を条件に、従来通り安治川へ着船させる事を願つた。然し、赤穂在地と大坂問屋の調整が十分出来ず、遂にその解決を、大坂問屋は大坂番所へ訴願し裁決を仰いだ。この時、赤穂からも村役人・浜頭等の上坂があつて種々の調査が行われたが、結局赤穂側の要求は通らなかつた。その後、堺の大西源兵衛、灘尾伊兵衛の両人に塩の取扱を命じ、北八軒の問屋を排除しようとしたが、大坂へ抜売りする者があつて、これまた失敗した。このような状態であるから、今度国産物取扱になつた事は有難いというのである。

以上の内容は専売制に対する赤穂在地問屋層の重要な意志を表わしているものと思われる故、もう少したち入つて考察してみよう。先ず、八九十年前赤穂浜から上坂して問屋指定を行つたというのは、年代的に考えれば、丁度享保年間で、大坂に於いても、赤穂に於いても問屋株の確定発展期に当つている。[11] 又大坂に於いて塩船宿を設け、桝廻しという塩俵の内容検査をする事を決定したのもこの時分である。ところで、此の期に大坂問屋に於いて不埒な行為のある者を遠慮なく処断し、わび言を入れさせて許したというのは、明らかに塩販売上占める支配的・指導的位置が赤穂の在地問屋層の側にあつた事を示すものであろう。従つて、三十年前の安永年間、大坂塩問屋が勝手に数ヶ条を設けて（内容不詳）塩販売上の指導権を把握しようとした事に対抗する意味から赤穂側塩問屋のとつた対策が新規大坂塩問屋の指定であつたわけである。その新規問屋というのは川崎屋治兵衛・播摩屋善蔵の両名である。新規の問屋を設立し、北八軒の問屋を排除することによつて、換言すれば、伸張し来つた従来の大坂問屋資本を排除することによつて、赤穂問屋側の指導権を維持しようとしたのである。ところが、この時は両者の調整がうま

くゆかず、大坂番所（大坂町奉行か）の裁決を受ける結果となつた。その結果は前記の如く、赤穂側の敗北に終つた。これらの事は、享保から寛政年間にわたつて発展し来つた大坂塩問屋の実力を示すものであり、その巨大な資本の前には赤穂在地塩問屋の如き小資本は屈服せざるを得なかつたのである。又換言すれば、幕府権力の代表者であり、大坂問屋の代弁者である大坂番所が藩権力を代表する赤穂在地問屋権力を屈服させた姿でもある。これを境に、赤穂問屋の指導権は完全に大坂問屋にとつてかわられたといえよう。なお、大坂番所へ訴訟した際の細部にわたる取調べ内容は直接関係を持たないので省略する。

指導権を奪われた赤穂側は、依然挽回を策し、又々堺商人に塩の取扱いを命じ、大坂北八軒問屋の排除を計画した。けれども、堺へ向つた塩船の中には、大坂へ抜売りをする者があり、これまた失敗に終つた。この事は大坂八軒の塩問屋資本が赤穂塩を掌握した事を意味するものであり、塩価の決定、或は塩の販売上、大坂塩問屋のもつ優位性が確立した姿を物語るものであろう。そこで、このような大坂塩問屋の大資本に対抗する手段として、赤穂在地塩問屋層の選んだ道が赤穂藩権力との抱合である。力衰えたとはいえ、当時の彼等の頼り得る唯一最高の権力は藩権力である。この藩権力をもつて最後の反撃にでたのが国産物取扱の仕法であつた。この仕法を通じて指導権の恢復、利益の獲得をねらつたのである。このへんに赤穂塩問屋の国産仕法支持の所以が考えられる。又塩専売を実施するにあたつて会所札座などに右の在地問屋層が参加している事も想像されるわけで、藩と商人の利害の緊密性を物語る。[12]

最後に生産者層である浜人はこの専売に反対であつた。けれども当時の赤穂塩田の階層分化は甚しく、当浜の一つである塩屋村だけであるが、宝永年間五一を数えた自作層が、安永年間には四に減少し、反対に宝永年間四の小作が安永年間には二七の多くを数えるという有様であり、[13]又塩業の特殊性から相当の資本を自作・小作は塩田地主（塩問屋を兼ねるのが普通）から受け、小作という身分上の制約の上に資本的に隷属という二重の束縛を受けていたのである。従つて自小作層の発言は問屋層に封じこめられる可能性が強く、かりに塩専売に反対であつても、その発言は極度に制約を受けていたと断定してよい。このへんに文化六年大坂専売にあたり、問屋層におしきられた所以があるように思われる。然し、専売実施後にその矛盾を自覚し、文化十年江戸専売実施計画の時には強力な反対が表明されている。従つて浜人層の専売に対する動きは江戸専売計画の項で述べることにする。

右の如き過程で実施された大坂への古浜塩専売は、文化六年五月東西浜真塩製塩許可から開始される。[14]この事件は従来真塩の製塩は

西浜のみに限られていたものを東浜にも許可する布達である。西浜はこれに反対したが藩の増産による利潤獲得政策の前におしきられている。かくして文化六年十二月、「塩改定法」を布令して塩専売の具体的取扱いを指示した。その内容は前に記載したのでここでは省略する。又塩支配人として町大年寄前川新衛右門を起用し、[16]国産取扱塩問屋として浜野屋・川口屋など在地塩問屋層を参画さしている。これらの塩問屋は宝永頃から発展して来たもので文化年間にはとりたて郷士となつている者が多い。前記の浜野屋柴原幾左衛門は文化十年蔵元役で知行百石、川口屋田淵豊吉は、奥藤又治郎・三木弥治郎・橋本甚右衛門等の豪農商と共にそれぞれ知行を宛行われている。[16]このように国産取扱いは在地豪商の請負的方式で発足したのである。

この専売は現在の専売と比較して種々の問題を包含している。その一つは廻船の問題である。前記「塩改定法」の中には他国船への販売が許されているが、後には禁止された。当時赤穂への他国船出入は相当数にのぼり、全廻船の過半を占めていた。その中には大坂塩問屋資本下に掌握されていたものも多かつたようである。従つて赤穂塩問屋は大坂問屋を完全にしめだし、自己の利益独占をねらつて他国船への売買を禁止する方法をとつた。その為、赤穂で手船を持つ問屋は比較的安価に塩を買い、大坂会所へ送り入札払いで有利に販売し得たのである。ちなみに、塩屋村所有の手船を記載すると、宝永三年では船数四拾艘、その内八端帆弐艘、七端帆九艘、六端帆壱艘、五端帆弐艘、三端帆廿六艘、船持三拾壱人となつている。[17]明治五年の調査では船数五拾五艘、船持三拾八人である。[18]これは塩屋村のみであるが、他の新浜・尾崎・加里屋の手船を加えれば相当数にのぼるであろう。そしてこれらの船は赤穂塩問屋の資本を受けて造船したものが多かつたであろうから、廻塩にあたつては自分所属の塩問屋の塩を優先的に取扱つたであろう。従つてこれらの船は直接塩問屋の所有ではないけれども、資本的隷属の位置にあつて、問屋所有船同様に取扱われていたと思われる。それで、

御当所古浜塩之儀、年々出来塩相増候へ共、以前ハ他所船多ク致積引候故、塩之捌モ宜敷御座候処、御国産御取扱被仰付奉畏候。其後他国船積引御差留被為仰付、厳重相守罷在候処、近年船無数ニテ不捌、殊ニ地船斗リニテハ馴合一向直段モ引立不申、猶又当年ハ夏頃ヨリ別テ不捌ニテ一統迷惑至極仕候。是又他国船御差留ニ御座候故ト乍恐愚案ニ奉存候。且又往古ヨリ御当所古浜塩積来候船々入用口ヨリ注文請折々塩問屋へ尋ニ参リ候へ共、御差留之趣承リ罷帰リ、上灘目並ニ讃州辺へ参リ、御当所古浜塩同様ニ為拵売口々へ向候様ニ承リ候。右躰ニ相成候テハ浜人一統歎ケハ敷奉存候。何卒御不便ニ被為思召、他国船割込積引御免被成下候ハ

バ、追々塩売捌モ宜敷且直段モ引立候哉ニ奉存候。乍恐右奉願上候通被為聞召分御免被為成下候ハハ、広大之御慈悲難有仕合可奉存候以上。[19]

とある如く、他国船へ売買する事を禁止し、地もと船のみに廻送を許して来た為、兎角問屋と浜人の間になれあい的塩価の決定が行われ、塩価の上昇は望めなかつた。又他国船は赤穂での買い入れが出来なかつたから、他の浜の塩を赤穂塩といつわつて販売する等の事が行われ、赤穂浜としては自然に販売市場の狭少化、或は限定化を招いて、在地浜人層を益々困窮におとし入れた。[20]その為、文化十一年遂に他国船への売買禁止の法令を解かねばならなかつた。それにしても、文化六年直後から文化十一年まで、短期間ではあつたが、殆んど完全に販売廻送権を掌握した事は注目に値いする。又掌握し得た理由は大坂までの地理的距離の近接と、大坂廻送塩が前々から手船輸送であつたあたりに原因が考えられる。

三　江戸専売の計画と崩壊

大坂に於ける古浜塩専売に一応成功した赤穂藩は文化十年、江戸に対する大俵塩の専売実施を計画した。赤穂藩は同年江戸番所（町奉行）に国産物取扱を申請し、前々から藩屋敷へ廻送した塩だけを取扱つていた越前屋小一兵衛に国産取扱の担当を内命した。江戸国産物仕法の要旨は、江戸廻りの塩船をすべて越前屋方会所へ引寄せ、問屋・仲買による入札払いとし、塩代金壱両につき三匁の口銭を会所納入にするというのである。従つて赤穂の地船は勿論、他国船も送状を以て江戸会所へ送塩すること又相州浦賀から江戸までの間では途中売りをしない事などをきめている。[21]

ところが、此の新法は在来の江戸四軒の塩問屋（秋田新助・渡辺熊治郎・長嶋屋彦右衛門・松本重次郎）から猛烈な反対運動がうちだされた。元来、江戸四軒の塩問屋は廻船と塩問屋とを兼ね他の商品の取扱いは少しも行つていない。[22]従つて国産取扱となり、右の越前屋一軒に指定されて彼等が排除されることは死活に関する問題である。ここに江戸問屋内部に於ける相剋の姿があらわれてくる。そこで江戸四軒の問屋は国産取扱を阻止すべく活発な運動を開始する。彼等は先ず江戸番所に歎願書を提出して享保以来の塩問屋株の特権を強調すると共に、越前屋の新規仕法に対し真正面から反撃を展開した。[23]ついで赤穂藩役所に歎願書を出し、あわせて赤穂在地塩問屋（柴原幾左衛門・竹島屋庄右衛門・亀屋五郎右衛門）に対し協力を求めた。それは、

当地振合ニテハ先新法之事故出来不仕候様ニ可相成候間、其御地ニテモ船方浜方難渋之儀申立被下候ハハ、右新法ノ儀ハ出来致間敷、先規之姿ニテ御差置候儀ト奉存候。[24]

という意味の内容であつた。即ち江戸に於いては見通しとして、とても新法は成立し難いと思うから、赤穂在地に於いても反対の意を強調してもらいたいと言うのである。ここに江戸四軒の問屋及び赤穂塩問屋更には浜人層の連合的反撃体勢が形成されて来たのである。赤穂塩問屋及び浜人の反撃体勢を物語るものとして次の資料がある。

当春大俵塩之儀江戸表ニおゐて御国産御取斗ニ相成候テも故障無之哉之段御調被仰聞一統難有奉畏、浜人共打寄再応相談仕左様相成候テハ難渋至極仕候段御歎奉申上候処、御慈悲之上御止被為下難有奉存候。然ル処此度江戸表塩問屋より至来之書状御読聞被下候文言之内ニ、御当地浜一統難渋之由、江戸御役所様より被為仰立候趣ニ有之候ニ付、万一浜人之内より左様之趣何方様成とも御願申上候儀ハ無之哉と段々御吟味被為遊候得共、毛頭左様之義無御座候ニ付為其印形仕奉差上候。

文化十年九月廿六日　　浜人連印

庄屋年寄御中㉓

右によると、浜人の中に江戸藩役所役人に国産仕法阻止の歎願をした者は居らないかとの調査であるが、それに対して浜人側としては一人も居らない由を奉答している。然し、浜人層が大坂国産取扱以来、専売仕法に反対し、又それによつて経済的に困窮していることも事実であつた事から、右の歎願が事実無根と葬り去るわけにはいかないように思われる。現に文化十年、赤穂浜四ヶ村の連盟による次の如き江戸専売反対の願書からも窺える事である。

乍恐口上之覚

一、御当地塩之儀江戸表ニテ四軒ノ問屋ニ積送リ来候処、此度江戸越前屋小一兵衛ト申者会所ニ御建被成候ニ付、是迄之問屋ニテ売捌候儀不相成候趣御内々被為仰聞難有奉存候。右ニ付乍恐左ニ奉申上候。

一、江戸廻船之儀ハ前々ヨリ右四軒之問屋引請売捌来居申候。尤塩員数多分之事ニ御座候処、江戸廻リ塩船ハ御領分中僅ニテ御他領船専積引仕候儀ニ御座候。尚又右船之儀江戸塩問屋ヨリ加入仕所持ノ分モ有之、塩代仕送ニテ不怠塩積引仕候船、並ニ江戸塩問屋ヨリ塩代銀ハ江戸大坂為替ニテ相渡可申間、塩積入呉候様願状ヲ以参リ候船モ御座候。右之趣ニテ御他領船ニモ色々振合ノ儀モ御座候得バ、此度右四軒之問屋御差留ニテ越前屋一軒ニ相定候テハ何角ト差支之筋多可有御座ト奉存候。右御会所ニテ入札御取斗相成候得者、正統之商内ニ可有御座様被存候得共、穀物類ト違中買無数御座候得バ、至テ手狭ニテ馴合札致候杯御他領之船ニ疑敷存候テハ甚気請不宜、尚又是迄江戸塩直段不引合ノ様子ニ候ヘバ、相州浦賀ヨリ開合浦賀並ニ金川ニテ商内仕

候由ニ御座候。右ニ付江戸表直段引立ニモ相成候事間々御座候趣ニ御座候。然ル処同所ヨリ江戸迄之内御差留相成候テハ甚不勝手ニテ客船弥気受不宜ト奉存候。乍然御領分船ニハ如何様ニ御請仕候テモ、御他領之船究屈ニ相成候ヘバ、御当地塩ハ自然ト積引不仕候様相成可申ト奉存候。在候ヘバ御当地塩不捌ニ相成、猶又塩支ニ相成候ヘバ金銀モ不廻ニテ浜方一統難渋ニ相成可申ト甚倒惑之至ニ奉存候。右ハ見越候儀ニ御座候ヘバ思召之程奉恐入候ヘ共、近年古浜塩御産物御取扱ニ相成候ニ付、追々浜人共勝手ニモ可相成ト難有奉存候処当時ニテハ却テ不勝手ニ相成候様奉存候。此度モ御新法之御儀ニ御座候ヘ共、近年打続キ浜方不景気ニテ一統難渋仕居候折柄ニ御座候故、前文之趣篤ト御賢考被成下、以後差支相成不申候様、御憐愍之上偏ニ宜敷被為仰付被下置候ハバ、広大之御慈悲一統難有可奉存候以上。

文化十年二月　　加里屋町、塩屋村、尾崎村、新浜村[26]

右の資料をもとにして、今少し各層の江戸専売反対の理由を分析してみる。まず、在地塩問屋層は廻船の手船の少い事を理由にしている。「江戸積地船ハ他国之買船ニ競候得ハ十分一ニテ、至テ僅之儀ニ御座候」というわけで[27]狭少な手船での江戸廻送は困難であり、他国船に頼らねばならない状況下にあつた。しかも、他国船は「江戸四軒之問屋ニ内分取組等色々有之。」「内分振合有之候船ハ江戸四軒之問屋ニ万一船押等之恐ヲ含。」[28]というわけで、他国船の江戸問屋資本下に隷属している姿を見るのである。彼らは船建造などにあたつて江戸塩問屋の前貸を受けていた事実があり、[29]これら問屋を除外して他の新規問屋にかわることは出来なかつたのである。又当時の他国船の考えとして、塩を現金で買いこんだからには、自分所有であつて何れの土地へ廻送し販売しようと勝手であるとの考えがあり、赤穂会所の送状をもつて江戸会所へ運ぶという、所謂運賃積屈荷同様の仕法には承服し難いものがあつたのである。一方在地浜人層は、右の文化十年赤穂四ケ村の歎願書で明らかな如く、大坂専売によつて生ずる矛盾をはつきり自覚して来ている。即ち、専売によつて利益を得る者は藩であり塩問屋である事を知つて来たのである。我らの犠牲の上に専売制は成立し、藩及び塩問屋は我々の上にあぐらをかいている事をこの段階に於いてはつきり認識したのである。ここに浜人層が江戸専売に反対した理由が窺える。

以上要するに江戸専売は、赤穂在地手船の僅少から自然他国船に頼らねばならず、その他国船が既に江戸塩問屋の資本的隷属下にあり、赤穂藩はその掌握に困難を感じたこと。従つて、敢て江戸専売を強行する時は、他国船の赤穂入船を減少させ、既にこれらの船と資本的にも関係を持つ赤穂在地塩問屋の反撃[30]及び在地浜人層の反対を受ける事も予想された。このへんに江戸専売の困難性があり、そ

の為に崩れ去つたと考えられるのである。かくして文化十年、江戸専売は計画だけで中止せざるを得なかつた。[31]

ところで、江戸専売中止という事態に遭遇した赤穂藩はこれより反省期に入り、文化十一年には浜人の要求を入れて、大坂専売に於ける他国船売買の禁止を解き、一割高に売買することを許可した。[32]元来塩業に於ける専売制の重要ポイントは、その生産面の掌握と販売面の掌握とである。ところが、大坂専売に於いて販売廻送の掌握の一部を失つた事は、塩専売の重要な一翼が崩れ去つた事で、この文化十一年を以て大坂専売の過半は崩壊したと断定したいのである。この事は大坂資本の勝利を物語るものであり、反面赤穂権力の敗退を示すものであり、これに寄生する赤穂在地塩問屋が藩権力の実力をまざまざと見せつけられた姿でもある。又江戸専売崩壊の場合も、江戸問屋・赤穂問屋・浜人の三者連合的反対があつたとはいえ、そのはたらきかけは江戸問屋にあつたわけで、これまた江戸問屋資本の巨大さを示すものである。このようにして文政四年、唯一の拠点であつた大坂国産物取扱も中止せざるを得ない事となつた。[33]

四　産物取扱の再編成

文化・文政期に於いて、前期的な専売に失敗した赤穂藩は、天保期に入つて再び専売仕法の再編成を行つている。天保三年鋳物及び綿実の国産物取扱をかわきりに、同年東西浜に対する塩三斗俵の製造販売が藩によつて指令されている。[34]これは三斗俵という新規格の俵で、これを強制的に塩田の穴数に応じて割符し、それを東西浜五ケ所で十艘の船に年中運賃積の方法を以て大坂に廻送、大坂炭屋治兵衛に一手販売させた方法である。この俵の赤穂側取扱問屋は旧来からある浜野屋・竹島屋両問屋であつて、この新法をうちだすことによつて旧来の問屋を排除するという意図は見られない。又天保三年には産物奉行を札座引受として充実させ、前川喜八郎をとりたて郷士として産物塩掛に登用し、赤穂藩支配を命じている。[35]

前記の如く、三斗俵という新規の俵を東西浜に強制的に提出させ、それを赤穂指定の塩問屋を経由し、運賃積の廻船で大坂の指定問屋に廻送、京都・江州・伊賀の方面に売買させた方法は、文化年間赤穂藩がとつた塩専売と全く同じ方法である。ただこの場合、赤穂塩問屋、浜人の抵抗がなかつたことが違う点である。その理由はこの俵が全生産塩の内、僅かのパーセントしか占めていなかつた事と、販売先である京都・江州・伊賀が従来の販売圏の比較的外にあつたあたりに原因があつたように思われる。然し、それにしても赤穂藩が廻船まで掌握して在地・大坂の抵抗をうまくかわし、見事成功しているのは注目に価する。従つて天保期に於ける赤穂藩の塩専売の再編成は、全体の生産塩を対象にしたものではなく、その内の何パ

ーセントかを確保・指定することによつて成功した方法といえる。しかも興味深い事は、これに類似した方法が天保十一年阿波徳島藩で行われている事である。[36] 同藩の場合は江戸に対し、阿波斉田起上り塩田のみの生産塩を専売の対象とし、江戸会所へ積下つた方法である。これも徳島藩が、在地・江戸両塩問屋などの抵抗をさける考慮の上に立つた方法と思う。阿波徳島藩の場合は史料不十分でこれ以上論述する事は出来ないが、赤穂藩の場合は一時後退した藩が再び塩業統制をねらつて積極的に進出して来た姿と理解したい。赤穂藩の右の方法では藩の利益は僅少であるし、在地資本も排除しきれず、徹底性を欠いでいる点はいなめないが、専売の再編成としてこれを見るならば重要な意義を持つものであるといえる。

天保年間専売の再編成を行つた赤穂藩は、文久二年これを一歩前進させ、在来の赤穂在地沖問屋一切の引上げを計画し、新に新株両三軒に命ずるという再編成の方法をうちだした。又大坂には産物会所に藩士を派遣取締役とし、前記炭屋治兵衛・塩屋小兵衛両人に支配を命じた。[37] しかし廻船だけは藩権力をもつてしても徹底的掌握ができなかつた。

五　むすび

「幕末期における専売制度の性格とその機能」に於いて吉永昭氏が信州松代藩を対象に研究され、その結果次の如く結論されている。

この藩においては、幕末期に各村々に会所制度が再編強化されている。商品生産の発展が封建支配を動揺解体させるどころか、現実には会所制度の再編成へと結果している。中略、藩権力は文政・天保期の会所制度においては、城下町商人と共生することによつて、城下町商人を主体とした会所によつて領内生産物の統制を実施していた。しかるに、幕末では村落支配者と共生することによつて、彼らの主体となる会所に領内生産を統制させたのであつた。[38]

この結論は基本的には全く正しい。今まで述べ来つた赤穂藩の塩専売も、時代と細部にわたつての相違はあるけれども、吉永氏の右の論述と同一路線を辿つているものといえる。ただ赤穂藩の塩専売は、その対象物が生活必需品である塩であつた事と、その生産地が赤穂城下町周辺に集中していた関係上、その集散が直接的で、広範な在地村落支配者層の介入を許さなかつたのである。又文久年間在地城下町商人の排除再編成を行わんとして、従来の塩問屋株を御破算し、新規問屋を任命する方法をとつたが、新たに任命された問屋は、全々旧来の問屋と別個のものではなく、恐らく浜野屋・川口屋という従来の特権的問屋が指定されたと想像する。というのは、右の両名は藩蔵元役をつとめ、たび重なる藩献金にも尽力し、これら

を除いては藩政改革は不可能であつたと想像されるからである。

①②③④⑤⑥ 「赤穂塩業誌」（赤穂市真光寺所蔵）。

⑦ 文化二年、「御国産塩仕法書控」（黒正巌博士所蔵）。

⑧ 文化十年、赤穂塩屋村より藩へ上申した文書の中に、「近年大坂塩問屋七軒ニ相限リ」とある事から、尼崎又右衛門の独占にならなかつた事を知る（岡山大学所蔵）。

⑨ 「赤穂塩業誌」（赤穂真光寺所蔵）。

⑩ 文化十年、「御産物一件御尋被為遊候ニ付口上之覚」（黒正巌博士所蔵）。

⑪ 「赤穂塩業誌」によると、延宝五年「問屋御礼銀」の事が記載されてあるが、この頃問屋株の確定があつたのではなく、宝永四年、「問屋共へ六貫八百匁御用銀被仰付其節問屋株二十一軒有之、此度御用銀差上候者十六軒、以来十六株ニ相定、永々無相違御墨付被為下置」とある如く、この時分に固定したものである。又大坂に於ても享保年間塩問屋に命じて船宿の設定、桝廻し等の仕法を大坂奉行が実施させるなど、大坂塩問屋の発展が見られる。

⑫ 赤穂塩問屋の中、最大の豪商柴原・田淵両氏が札座役人であつた事が柴原文書に散見する。

⑬ 拙著、『日本塩業史』一〇九頁。

⑭⑮ 「赤穂塩業誌」（赤穂真光寺所蔵）。

⑯ 文化十年、「柴原文書」「年中用事控」（赤穂真光寺所蔵）。

⑰ 宝永三年、「塩屋村高反別諸品指出帳」（柴原文書、赤穂真光寺所蔵）。

⑱ 明治五年、「塩屋村高反別諸色差上帳」（柴原文書、赤穂真光寺所蔵）。

⑲ 文化十一年「他所船ノ差留ヲ開放之事」（柴原文書、赤穂真光寺所蔵）。

⑳ 「赤穂塩業誌」（赤穂真光寺所蔵）。

㉑ 文化十年、「御産物一件御尋被為遊候ニ付口上之覚」（黒正巌博士所蔵）。

㉒ 鶴本重美『日本食塩販売史』八八頁。

㉓㉔㉕ 文化十年、「御産物被為仰付候ニ付掛合一件」（黒正巌博士所蔵）。

㉖ 「赤穂塩業誌」（赤穂真光寺所蔵）。

㉗㉘ 文化十年、「斉木様之御反答書ニ付浜人一統御歎書」（黒正巌博士所蔵）。

㉙ 鶴本重美『日本食塩販売史』。

㉚ 文化十年、「浜人一統御歎書」の中に、「猶又御当地問屋共ニモ数年馴染之客船ヘハ是迄少々宛之取替モ無拠仕来候分モ有之」とある（黒正博士所蔵）。

㉛㉜㉝ 「赤穂塩業誌」（赤穂真光寺所蔵）。

㉞ 天保三年、「年中用事控」（柴原文書）（真光寺所蔵）。

㉟ 「赤穂塩業誌」（赤穂真光寺所蔵）。

㊱ 鶴本重美、『日本食塩販売史』七六頁。

㊲ 日本塩業研究会編『日本塩業の研究』第二集所収、広山堯道氏論文、八七頁。

㊳ 『歴史学研究』二一八。

government from this point of view, in which '*Gyokuyô*' is the most powerful and valuable resource. Criticism of its contents has been done without any more consideration. As it was the public record, though it was recorded by the strict and earnest attitude, it was overlooked that conditions and its articles depended on the then political and social conditions, from the substance of which we think it to be clear by criticism and examination of its articles and by backing with other resources.

The Salt Monopoly in the *Akô* 赤穂 Clan

by

Tatsukai Kawate

The distributing aspect of the Japanese salt history to the development of the Japanese historical science is the problem of the commodity-circulating history of salt in the circulating process, but the study of this aspect grows slower in spite of the relatively abundant resources left.

This article, partly clarifying this problem, tries to analyse the capital relations of the salt wholesale merchants in *Edo* 江戸, *Ôsaka* 大坂, and *Akô* 赤穂, through the process of the salt monopoly. At first as the reason of the *Akô* clan's sucess in the salt monopoly to *Ôsaka* the counter-relation between the salt wholesale merchant capital in *Ôsaka* and in *Akô* is examined, in which the salt wholesale merchants in *Akô* who were to exclude the pressure of the *Ôsaka* merchant capital upon them faced it with the salt monopoly supported by the power of the *Akô* clan as the last basis, though the *Akô* wholesalers tried to grasp in vain some ships in other countries under the control of the *Ôsaka* capital. Then in the monopoly in *Edo*, its foundation was hardly established from the first time in consequence of the difficulty of grasping ships in other countries under the contorol of the *Edo* salt wholesale merchants, the capital interests of *Akô* against the other countries, and the movement of the resident *Hamanin* 浜人 against the monopoly, and at last the *Akô* clan, failed in the salt monopoly in the *Bunka* 文化 and *Bunsei* 文政 periods, re-organized the monopoly turning aside complaint of *Hamanin* by appointing the new strawbags and contributing them from each beach.